第三十九条の三十二の二第一項中「、第五十八条第一項及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同条第十項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項第八号」を「同条第八号」に、「同項第十二号」を「同条第十二号」に改め、同条第十一項を削る。

第三十九条の三十二の三第二項中「、第五十八条第一項及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同条第十三項の表第八条第一項第十九号イの項中「第九条第一号」を「次条第一号」に改め、同表第九条第一項第八号の項中「第九条第一項第八号」を「第九条第八号」に改め、同表第九条第一項第十三号及び第十四号の項中「第九条第一項第十三号」を「第九条第十三号」に改め、同条第十四項の表所得税法施行令第六十一条第二項第五号イの項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一号」に改め、同表法人税法施行令第二十二条第二項の項及び法人税法施行令第二十二条第三項の項を削り、同表法人税法施行令第二十三条第一項第五号イの項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一号」に改める。

第三十九条の三十三の二第四項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第三十九条の三十三の五第一項中「前事業年度等（同項に規定する前事業年度等をいう。以下この項において同じ。）の同条第四項」を「当該事業年度の前事業年度の同項」に、「前事業年度等の」を「当該事業年度の前事業年度の同項」に改める。

第三十九条の三十五第五項中「第百八十四条第一項第十九号」を「第百八十四条第一項第十八号」に改める。

第三十九条の三十五の二第二項中「、第五十八条第一項及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「第十四条の十第八項」を「第十四条の六第八項」に改め、同条第十項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項第八号」を「同条第八号」に改め、同条第十一項を削る。

第三十九条の三十五の三第二項中「、第五十八条第一項及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「第十四条の十第八項」を「第十四条の六第八項」に改め、同条第八項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項第八号」を「同条第八号」に改め、同条第九項を削る。

第三十九条の三十五の四第一項第四号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第十三項」を「第二十七条の四第十八項」に改め、同条第三項第四号中「第十一項」を「第十二項」に改める。

第三十九条の三十六第一号中「（第四項から第六項までを除く。）」を削り、同条第七号中「第十一項」を「第十二項」に改める。

第三十九条の三十八及び第三章第九節の二から第二十九節までを削る。

第四十五条の四第三項及び第四十六条第四項中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第五十五条中「、第三十九条の九十八第九項及び第十項第二号」を削る。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「、「連結事業年度」、「連結親法人」、「連結確定申告書」、「連結完全支配関係」、「連結法人」」を削り、「、「被現物分配法人」、「連結中間申告書」、「連結子法人」又は「連結所得」」を「又は「被現物分配法人」」に、「第十三号まで、第十四号、第十五号」を「第十号まで」に、「、第三十一号又は第三十四号から第三十六号まで」を「又は第三十一号」に改め、「、連結事業年度、連結親法人、連結確定申告書、連結完全支配関係、連結法人」を削り、「、被現物分配法人、連結中間申告書、連結子法人又は連結所得」を「又は被現物分配法人」に改める。

第十六条第五項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第十七条第二項中「及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同項の表第九条第一項第一号ヘの項中「第九条第一項第一号ト」に改め、「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同表第九条第二項第二号の項を削り、同表第四十八条第五項第三号ロの項中「第三十三条第四項に規定する」を「第三十三条第四項」に、「第二十五条第三項若しくは」を「第二十五条第三項又は」に改め、「含む。）」の下に「の規定」を加え、同表第六十一条の四の表の第三号及び第六十六条の二の表の第三号の項中「第六十一条の四」を「第六十一条の三」に改め、同表第百十二条第十二項第一号ロの項中「同項第三号」を「第五十九条第二項第三号」を「第五十九条第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十二条の二第八項	損金算入	損金算入）（震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三号において同じ。）

第十七条第二項の表第百十三条の二第五項第二号の項中「第百十三条の二第五項第二号」を「第百十三条の三第五項第二号」に、「第百十七条各号」を「第百十七条の二各号」に改め、同表第百十七条の項を次のように改める。

第百十七条の二及び第百十七条の三	とする	又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実の発生前の原因に基づいて生じた債権とする

第十七条第二項の表第百二十三条の八第四項第四号の項中「第百二十三条の八第四項第四号」を「第百二十三条の八第五項第四号」に改め、同条第三項中「及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に、「第二十五条第五項」を「第二十五条第六項」に、「第五十九条第四項」を「第五十九条第六項」に改める。

第十七条第四項の次に次の一条を加える。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

第十七条の四の二　法第十七条の四の二第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第二十七条の十四の規定の適用については、同条第一号中「及び」とあるのは、「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び」とする。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「（以下この項において「農業協同組合等」という。）」及び「（法第十八条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があった日を含む連結事業年度終了の時において租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（連結親法人である農業協同組合等を含む。）に該当する法人）」を削り、同条第二項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3　法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法、法人税法施行令、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額、同法第五十九条第二項及び第三項に規定する当該適用年度の所得の金額、同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する調整前所得金額及び調整前欠損金額、同法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、同法第六十四条の七第一項第三号イに規定する十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額、同号イ(3)に規定する十年内事業年度に係る他の欠損控除前所得金額並びに同条第七項第一号に規定する益金算入後所得金額は、特別損金算入規定（法第十八条の三第一項の規定をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算するものとする。